

第4章 市民・事業者・市の行動

1 三者それぞれの役割

循環型社会を築くためには、市民は排出者として、物が廃棄物となる前の段階からの取組が求められます。

事業者は排出者としての取組のほかに、物の製造、加工、販売等を行う者として、2つの立場からの取組が求められます。

市は、市内の一般廃棄物の減量及び処理に関する責任主体として、こうした取組が進められるよう、仕組みづくりや働きかけ、支援を行います。そのために実施する施策は、第5章に記します。

2 市民の行動指針

(1) 3Rの推進

- 無駄なものは買わず必要なものだけを買うように心がける。
- 買物の際には、マイバッグなどを持参してレジ袋を受け取らない。また、過剰包装は断る。
- 商品を購入するときは、簡易包装商品・詰め替え商品を選択する。
- 商品を購入するときは、再生品などの環境に配慮した商品を選択する。
- 製品などは、できるかぎり長期間使用する。
- 不要になったものは必要な人に譲る。
- 使える物は、最後まで使い切る。
- リサイクルショップの利用など、不用品の再活用を図る。
- 使い捨て容器はなるべく使わないようにし、マイ箸やマイボトルを利用する。
- 食物資源(生ごみ)処理機器やコンポストなどを利用し、生ごみの堆肥化を進める。
- 集団回収などの市民の自主的な活動に参加、または協力する。
- プラスチック容器やペットボトル、紙パックなどは、買ったお店の店頭回収を積極的に利用する。
- 生ごみは、水切りをして量を減らす。
- 食材は必要な分だけ購入し、調理を工夫して使い切り、残さず食べる。
- 外食では食べ切れる量を注文する。食べ切れないときは、衛生上問題のない範囲で持ち帰って食べる。
- ごみを出すときは、資源物を適切に分別する。
- 「脱プラスチック」を意識して、行動する。【新規】

- 商品を購入するときは、廃棄処分の方法を考える。【新規】
- 図書館や電子書籍を利用する。【新規】
- 壊れても廃棄せず、可能な限り修理して使用する。【新規】
- いらなくなったものはリフォームして、別の用途に変えて使用する。【新規】
- バザー、フリーマーケット、フリマアプリ等を利用する。【新規】

(2) 適正処理の推進

- ごみや資源物を出す際には、決められた分別区分や出す時間など、出し方のルールを守る。
- 集積所の清潔保持や街の美化に努める。
- ごみの不法投棄や野外焼却はしない。
- 廃家電や粗大ごみなどの処分に、無許可の回収業者を利用しない。
- 生ごみなどをカラスなどに荒らされないように工夫して、ごみ出しする。
【新規】
- 市では収集できないものは、販売店や廃棄物処理業者に引き取りを依頼し、適切に廃棄する。【新規】

3 事業者の行動指針

排出者としての事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任で適正に処理するほか、3Rの推進や適正処理の確保に関して市の施策に協力することが求められます。

また、事業者は、拡大生産者責任（EPR）に基づいて、製造、加工、販売等の際して、その製品、容器等を通じて3Rの推進につながる取組を積極的に行うことが必要です。

事業者の望ましい行動については、次のように考えられます。

(1) 3Rの推進

① 排出者として

- それぞれの業種や規模などに応じて、事業活動における3Rの推進に取り組む。
- 食品関連事業者は、食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）にのっとり、食品ロスの削減や食品廃棄物の再生利用等に取り組む。
- 物品を購入するときは、再生品などの環境に配慮した物品を選択する。
- 物品などをなるべく長期間使用する。
- 廃棄物を排出するときは、再利用の可能な物の分別を行う。
- 事業用大規模建築物の所有者は、再利用計画書を作成する。

- 環境マネジメントシステムの導入や環境報告書を作成し、ごみを出さない事業活動に努める。【新規】
- 電子媒体の導入やLED・充電機などを取り入れ、環境に配慮した職場環境づくりに努める。【新規】
- 中古品やレンタルを利用する。【新規】
- 事業所間で物品を共有する。【新規】

② 製造者、加工者、販売者等として

- 長期間使用可能な製品や再生利用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保などに努める。
- 再生資源などを利用するよう努める。
- 包装、容器等の適正化を図り、発生抑制に努める。
- 再使用が可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収を行う方策を講じる。
- 市民が商品の購入などをする際に、適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、市民が包装、容器等を不要としたり、返却したりするときには、その回収などに努める。
- 販売者は、店頭自主回収を積極的に行う。
- 飲食店は、小盛りメニューを用意するなど、食品ロスの削減に取り組む。
- 飲食店は、使い捨て容器・食器を使用しない。【新規】
- 量り売り商品を増やすなど、販売方法を工夫し、簡易包装に努める。【新規】
- 食品ロスを出さないように、計画的な仕入れに努める。【新規】

(2) 適正処理の推進

- 廃棄物処理法等の関係法令を遵守する。
- 事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに、廃棄物の処理業者に適切に処理させる。
- 処理に当たっては、再生、破碎、圧縮、焼却、脱水などの処理を適正に行う。
- 事業用大規模建築物の所有者は、廃棄物管理責任者の選任、廃棄物の保管場所の設置などを行う。
- ごみの不法投棄や野外焼却はしない。
- 事業系一般廃棄物収集運搬業許可業者と契約して適切に処理を行う。【新規】
- 少量（1日平均10kg未満）排出事業者が市の収集に排出する際には、市の指定収集袋を使用して、決められた分別区分や出す時間など、出し方のルールを守る。【新規】